

改正

昭和36年3月31日規則第38号
昭和63年11月7日規則第107号
平成9年3月28日規則第8号
平成12年3月31日規則第159号
平成19年3月16日規則第17号
平成25年3月29日規則第49号
令和3年3月31日規則第34号
令和6年3月29日規則第45号

北海道みつばち転飼条例施行規則をここに公布する。

北海道蜜蜂転飼条例施行規則

(許可の申請)

第1条 北海道蜜蜂転飼条例(昭和32年北海道条例第15号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定による許可の申請は、その場所において蜜蜂の飼育を始める日の1箇月前までに、別記第1号様式の申請書を提出してしなければならない。

2 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者(次条において「許可転飼者」という。)は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、改めて同項の規定による許可を受けなければならない。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「申請は、その場所において蜜蜂の飼育を始める日の1箇月前までに」とあるのは、「申請は」とする。

- (1) 蜂群数
- (2) 転飼の場所
- (3) 転飼の期間

3 前2項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(許可事項の変更の届出)

第2条 前条第2項の規定にかかわらず、許可転飼者が同項各号に掲げる事項を変更した場合において、事前に条例第3条第1項の規定による許可を受けることができないことにつき緊急やむを得ない事情があると認められるときは、遅滞なく、別記第2号様式によりその旨を知事に届け出ることをもって足りる。

2 許可転飼者は、前条第1項の申請書に記載した事項(同条第2項各号に掲げる事項を除く。)に変更があったときは、遅滞なく、別記第2号様式によりその旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(許可証の様式等)

第3条 条例第4条第1項の許可証は、別記第3号様式によるものとし、1件につき1枚を交付するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年3月31日規則第38号)

- 1 この規則は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のこの規則の各条により改正されることとなる規則(以下「当該規則」という。)に基づく証明書等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の当該規則に基づく証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の当該規則に基づいて作成されている用紙等がある場合においては、この規則による改正後の当該規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(昭和63年11月7日規則第107号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（平成12年3月31日規則第159号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成19年3月16日規則第17号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月29日規則第49号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道みつばち転飼条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道蜜蜂転飼条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和6年3月29日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道蜜蜂転飼条例施行規則別記第1号様式又は別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道蜜蜂転飼条例施行規則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

現住所

通信連絡場所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

次のとおり転飼したいので許可されるよう、北海道蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数 (うち日本蜜蜂)	転飼期間 月 日から 月 日まで	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

申請に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- 1 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- 2 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- 3 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注 1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
- 2 転飼しようとする場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。
- 3 申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
- 4 用紙は、日本産業規格A4とする。

蜜蜂転飼許可変更届

年 月 日

北海道知事 様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名

北海道蜜蜂転飼条例施行規則第2条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更届に係る許可の状況及び変更内容

(1) 転飼許可の番号
年 第 号

(2) 変更した事項
ア 従来の許可の内容

イ 変更した内容

(3) 変更年月日
年 月 日

- 注1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
2 転飼の場所を変更した場合は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記載してください。
3 変更届には、条例第4条第1項の許可証その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
4 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記第3号様式（第3条関係）

年 第 号	
蜜 蜂 転 飼 許 可 証	
住 所	
氏名又は名称及び代表者氏名	
蜂 群 数	
転 飼 の 場 所	
転 飼 の 期 間	
その他の条件	
年 月 日	北海道知事

注 用紙は色紙を使用し、大きさは日本産業規格A4とする。